

令和 7 年度
豊田市立豊南中学校育友会

臨時総会要項



総 会 次 第 （ 目 次 ）

議案	内容	ページ
第 1 号議案	育友会会則の改訂について	1 ～ 5
豊田市立豊南中学校育友会会則 ※変更部分：赤字		

○改正案の概要等

1 現状（令和 7 年 1 0 月 1 日現在）

・選出候補者…令和 8 年度 2・3 年生保護者の正会員 3 2 名

現 1・2 年生 3 1 名

現 3 年生で兄弟あり 4 名

来年度賛助会員希望 3 名

$31 + 4 - 3 = 32$ 名

※地区ごとの役員及び委員の選出は不可能

2 役員数の見直しとの主な役割

- 会長（1 名）
 - ・育友会の統括・育友会総会の集約・役員会の資料作成
 - ・令和 8 年度卒業式と令和 9 年度入学式の来賓
 - ※挨拶はパスしても可
 - ・学校運営委員会（年 2 回）
 - ・コミュニティスクール連絡会議（年 2 回）
- 副会長（1 名以上）
 - ・役員会の司会進行・会長の補佐、代理
 - ・青少年育成部会（毎月）
- 執行委員（2 名以上）
 - ・育友会だより作成（会長・副会長も作成）・役員会参加
 - ・市 P 連理事会（年 1 回）
- 会計（校務主任）
 - ・会計業務
- 書記（教頭）
 - ・資料準備・会議録
- 会計監査（2 名）
 - ・年度末に会計監査（役員会は参加しない）
 - ※うち 1 名は教務主任でも可
- 顧問（校長）

● 常任委員は廃止 ・地区での選出は必要ない

※草刈等のボランティア活動は、今後は保護者全体から募る

3 選出方法

- ・次年度 2・3 年生保護者の正会員を全員豊南中に集ってもらい、一度に選出する
- ・育友会会則の改定案が可決されたら、1 2 月 6 日（土）に、選出会を開催予定

令和 7 年度 豊南中学校育友会会長 小林 新吾

豊田市立豊南中学校育友会会則

第 1 章 名 称 と 事 務 所

第 1 条 この会は豊田市立豊南中学校育友会と称し、事務所を豊南中学校内におく。

第 2 章 目 的 と 活 動

第 2 条 この会は父母と教員が協力して、学校と家庭と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 よい父母、よい教員になるよう努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の活動を支援する。
- 3 生徒の生活環境をよくする。
- 4 公教育費を充実することに努める。

第 3 章 方 針

第 4 条 この会は教育の本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為はしない。
- 3 この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員になることができる者は次のとおりである。

- 1 豊南中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者。
- 2 豊南中学校の校長および教職員。

第 6 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 経 費

第 7 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金および、その他収入によって支弁する。

第 8 条 会費は月額 2 5 0 円とする。

会費は前期(4 月) 後期(1 0 月) 各1,500円の徴収とする。ただし、入退会については、月割にて還付および徴収する。

第 9 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日終わる。

第 6 章 役 員

第 1 0 条 1 この会の役員は次のとおりである。

- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1 名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 書記 | 1 名 |
| 会計 | 1 名 |
| 執行委員 | 若干名 |

2 必要に応じて特別役員をおくことができる。

第 1 1 条 役員は定期総会で選出する。

- 第 12 条 役員の任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。特別役員の任期は必要に応じた任期とする。
- 第 13 条 1 会長は総会および運営委員会を招集し、会議の議長となる。
~~(1)総会および運営委員会を招集し、会議の議長となる。~~
~~(2)他の役員および校長の意見を聞いて、常任委員会の正副委員長を委嘱する。~~
~~(3)運営委員会の承認を得て、臨時委員会の正副委員長を委嘱する。~~
2 会長はすべての集会に出席して意見を述べることができる。
- 第 14 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。
- 第 15 条 書記は総会および運営委員会の議事ならびにこの会の重要事項を記録保管し、集会について通知する。
- 第 16 条 会計はこの会の一切の会計事務を処理し、定期総会において会計監査を経た決算報告をする。
- 第 17 条 執行委員は各委員会を構成し、本会の運営推進にあたる。

第 7 章 会 計 監 査 委 員

- 第 18 条 この会の経理を監査するために2名の非常任監査委員をおく。
- 第 19 条 会計監査委員は定期総会で選出する。
- 第 20 条 会計監査委員はその年度の会計を監査し、定期総会に年度決算の会計報告をする。
- 第 21 条 会計監査委員の任期は1年とする。

第 8 章 役員および会計監査委員の候補者推薦委員会

- 第 22 条 役員および会計監査委員を推薦するときは、役員および会計監査委員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という）をおく。
- 第 23 条 推薦委員会の委員の数と選出方法は細則で定める。
- 第 24 条 推薦委員会の委員は、その任期を終了したときに解任される。

第 9 章 総 会

- 第 25 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第 26 条 総会は定期総会および臨時総会とする。
定期総会は4月に開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、また会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。
必要に応じ、書面審議とすることができる。
- 第 27 条 総会は、会員の5分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。又、議事は出席者の過半数で決定する。
書面審議による総会の場合には、議事は会員の過半数で決定する。棄権は賛成に含めることとする。

~~第 10 章 学 校 委 員 会~~

- ~~第 28 条 学校委員会は運営委員会、常任委員会の委員、および臨時委員会のある場合はその委員をもって構成し、総会に準ずる議決機関とする。~~
- ~~第 29 条 学校委員会は各委員の連絡およびその他必要な事項を審議し、調整する。~~
- ~~第 30 条 学校委員会は、委員の3分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければ議決することができない。~~

第 10 章 運 営 委 員 会

- 第 28 条 ~~運営委員会は役員、常任委員会、校長、臨時委員会がある場合はその正副委員長をもって構成する。~~
- 第 29 条 運営委員会は、この会を運営するための必要な事項を協議し、総会に提出する議案を選出する。
- 第 30 条 運営委員会は、委員の2分の1以上が出席し、出席者の過半数の賛成を得なければ議決することができない。

~~第 12 章 常任委員会および臨時委員会~~

- ~~第 34 条 常任委員会は各地区委員、教員で構成し、この会の活動に必要な事項について調査研究立案する。~~
- ~~第 35 条 常任委員会のその任務は次のとおりとする。~~
- ~~○広報活動として会員相互に学校および育友会活動の理解と啓発に努める。~~
 - ~~○生徒の文化活動を助成し、会員相互の交流と親睦を深め、会員の文化的資質の向上に努める。~~
 - ~~○生徒の家庭生活、社会生活の助成、ならびに生徒の自主的集団活動の活性化に努める。~~
- ~~第 36 条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。~~
- ~~第 37 条 臨時委員会は、その任務を終えたとともに解散する。~~
- ~~第 38 条 常任委員会は、地区会員の推薦に基づいて会長が委嘱する。~~
- ~~第 39 条 臨時委員会の委員は、運営委員会の推薦に基づいて会長が委嘱する。~~
- ~~第 40 条 校長は、学校管理ならびに教育上、常任委員会または臨時委員会に出席して意見を述べるができる。~~

第 11 章 細 則

- 第 31 条 1 この会の運営に関し必要な事項は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て決める。
- 2 運営委員会の細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 12 章 改 正 お よ び 実 施

- 第 32 条 この会則は、機会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。
- 第 33 条 この会則は、昭和36年4月21日より実施する。

第 13 章 慶 弔 規 定

- 第 34 条 生徒および保護者が死亡した場合は、代表者が会葬し、生徒の場合は10,000円、父母の場合は5,000円の香料と生花一基を送ることを原則とするが、その都度協議して決定する場合もある。
- 第 35 条 その他、慶弔の必要があると認めた場合は、役員会において適切な方法を協議して決める。

第 14 章 個人情報取扱規定

第 36 条 本会の事業において必要とされる個人情報の取得、利用、提供および管理については、「豊南中学校 育友会・~~後援会~~個人情報取扱細則」に定め、適正に運用する。

第 15 章 役職手当

第 37 条 本会の役職手当について、次のように定める。

支給金額：役員、育友会会費 1 年分、~~常任員育友会会費半年分~~

支給基準：各役職の職責を果たしたとみなされるものに支給する。

支給判断：~~常任委員については役員~~、役員については会長が年度末に判断する。

辞退可否：役員は、~~常任委員とも~~、自身の手当の受給を辞退できる。

付 則

昭和 44 年 4 月 17 日一部改正	(第 8 条 会費 50 円を 100 円とする)
昭和 46 年 4 月 27 日一部改正	(第 10 条 副会長 2 名を 3 名とする)
昭和 49 年 4 月 26 日一部改正	(第 8 条 会費 100 円を 150 円とする)
昭和 50 年 4 月 25 日一部改正	(第 10 条 副会長 3 名を若干名とする) (第 10 章以降改正 <第 10 章 第 27 項～29 条、 第 12 章 第 34 条～39 条新設> ※旧第 11 章 第 30 条、31 条改廃)
昭和 56 年 4 月 28 日一部改正	(第 8 条 会費 150 円を 250 円とする)
平成 2 年 4 月 28 日一部改正	(第 34 条 一部改正、成人教育委員会を広報委員会、 補導委員会を育成委員会、進路対策委員会を進路研修 委員会とする)
平成 5 年 4 月 24 日一部改正	(第 30 条 1 年、2 年の学年学級 PTA の正副委員長をいれる)
平成 10 年 4 月 18 日一部改正	(第 30 条 1 年、2 年の学年学級 PTA を、学年学級 PTA とする) (第 34 条 進路研修委員会を削除、5 委員会を 4 委員会とする) (第 13 章 第 40 条 学年学級 P T A を新設する) (第 13、14 章を、第 14、15 章と、また第 40 条～42 条を 、第 41 条～43 条と名称変更する)
平成 14 年 4 月 20 日一部改正	(第 13 条 「 2 会長はすべての会に出席して意見を述べるこ ができる 」を追加) (第 34 条 育成委員会を育成安全委員会と改める。以下、関連 する場所はすべて育成安全委員会とする)
平成 16 年 4 月 17 日一部改正	(第 8 条 会費は前期 (4 月)、後期 (10 期) 各 1,500 円の徴収 とする) (第 10 条 特別役員 1 名を追加する)
平成 17 年 4 月 16 日一部改正	(第 10 条 特別役員は「 必要に応じておくことができる 」とする) (第 12 条 特別役員の任期を「 必要に応じた任期 」とする) (第 30 条 運営委員会から学年・学級 P T A の正副委員長を はずす) (第 14 章 第 40 条を改廃する) (第 14 章 第 41 条を、第 13 第 40 条とし、第 15 章を、 第 14 章とする)

平成 22 年 4 月 17 日一部改正	◇以下会則の改定運用は平成 23 年度より運用する。 (第 10 条「役員に執行委員 若干名」追加) (第 17 条「執行委員は各委員会を構成し、本会の運営推進にあたる」を追加 第 17 条追加に伴い以降条項番号を繰り下げる。) (第 18 条 会計監査委員を非常任とする。)
平成 25 年 4 月 20 日一部改正	(第 35 条 文化委員会を文化・バザー委員会とする。)
平成 30 年 1 月 30 日一部改正	(第 3 条② 文中の歩道を支援に変更)
平成 30 年 1 月 30 日一部加筆	(第 15 章 第 44 条、第 45 条の慶弔規定を加筆)
令和 3 年 4 月 10 日一部改正	(第 5 条、4 条との重複表記を削除) (第 26 条、書面審議総会を追加) (第 27 条、書面式総会の場合の、議決数を追記) (第 35 条、保健体育委員会を削除)
令和 3 年 10 月 2 日一部改正	(バザーを廃止。委員の負荷平衡をはかるため委員会の枠を撤廃。 第 35 条、広報、文化・バザー、育成安全委員会を削除)
令和 4 年 4 月 7 日一部改正	(第 12 章、常置委員会と常任委員会の混同表記を常任委員会に統一)
令和 5 年 4 月 8 日一部改正	(第 5 章 第 8 条の一部改正 転入出を入退会に変更)
令和 5 年 4 月 8 日一部加筆	(第 16 章 第 46 条の個人情報取扱規定を加筆)
令和 6 年 4 月 6 日一部加筆	(第 17 章 第 47 条の役職手当の規定を加筆)
令和 7 年 4 月 5 日一部加筆	(第 6 章 第 13 条 (2)、(3) から副委員長を削除) (第 17 章 第 47 条の役職手当の規定を修正)
令和 7 年 10 月 13 日一部改正	(第 6 章 第 13 条 1「次の職務を行う」を「総会および運営委員会を招集し、会議の議長となる」とする) (第 6 章 第 13 条 1 を修正) (旧第 10、12 章を改廃) (旧第 10、12 章の改廃より、旧第 11 章第 31 条以下繰り上げ) (第 14 章 第 36 条「後援会」を削除) (第 15 章 第 37 条の常任委員についての表記を削除)